

別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、別府市（以下「当市」という。）が発注する「別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務」（以下「本業務」という。）の委託契約において、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きを定めるものである。

1 プロポーザル実施の目的

本業務は、「別府市学校給食施設のあり方検討委員会」からの意見書を踏まえて策定した「別府市学校給食施設の整備運営にかかる基本方針」に基づき、共同調理場と単独調理場を一元化した別府市新学校給食共同調理場の整備に関する基本計画を策定するとともに、基本計画に盛り込まれた事業内容をより効果的かつ効率的に推進していくため、当市としての最適な事業手法を検討することを目的とする。

2 業務に関する事項

(1) 業務名

別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年6月30日まで

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額

限度額 18,887千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年別府市告示第269号）により土木コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」の登録を有すること。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又

- は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 平成21年4月1日以降に、地方公共団体が発注した学校給食共同調理場の整備に係る基本計画等の策定業務の元請けとして、履行実績を有する者であること。
- (9) 本業務に関して、技術者を3名以上配置できる者であること。ただし、配置予定技術者の兼務は認めない。
- (10) 配置を予定している技術者の中から、次に掲げる条件を満たす技術者を選任できること。なお、配置予定技術者は、応募の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。
- ア 管理技術者 1名
 技術士法（昭和58年法律第25号）に者づく技術士の登録【総合技術管理部門又は建設部門（選択科目：都市及び地方計画）】の資格を有する者であること。
- イ 照査技術者 1名
 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

5 選定スケジュール

内容	日時
公告	令和元年10月10日（木）
質問の受付	令和元年10月11日（金）～ 10月16日（水）
質問に対する回答	令和元年10月18日（金）
参加申請書の受付	令和元年10月21日（月）
一次審査結果の通知	令和元年10月23日（水）
企画提案書等の受付	令和元年11月5日（火）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和元年11月中旬予定
審査結果の通知	令和元年11月中旬予定
業務契約締結	令和元年11月中旬予定

6 質問の受付・回答

- (1) 提出書類 質問書【様式5】
- (2) 提出先 「18 事務局」とする。
- (3) 受付期間 令和元年10月11日（金）から令和元年10月16日（水）までの午前9時から午後4時まで
- (4) 提出方法 電子メールにて提出すること。電子メール送信に当たっては、標題を「別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務質問書」とすること。
質問を受け付けた時は、事務局から受け付けた旨の通知メールを返信する。
- (5) 回答方法 提出された質問及び質問に対する回答は、令和元年10月18日（金）から当市のホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。
- (6) その他 質問の回答事項については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申請書の提出

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加申請書【様式1】
誓約書【様式2】
履行実績調書【様式3】
配置予定技術者調書【様式4】
- (2) 提出先 「18 事務局」とする。
- (3) 提出期限 令和元年10月21日（月）午後4時まで（厳守）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便又は書留郵便に限る。以下同じ。）によること。
なお、持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後4時までとする。
- (5) その他 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和元年11月5日（火）までに文書（任意文書）にて通知すること。辞退した場合でも、辞退者が不利益な取扱いを受けることはない。

8 一次審査の実施・通知

- (1) 資格審査 参加申込の受付後、参加資格の審査を行い、審査結果は令和元年10月23日（水）までに電子メールにて通知する。この際、企画提案書に係る「提案者番号」を併せて通知する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和元年11月5日（火）午後4時まで（厳守）
- (2) 提出先 「18 事務局」とする。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
なお、持参する場合は休日を除く、午前9時から午後4時までとする。
- (4) 提出書類

ア 企画提案書等提出届【様式6】

- ・正 1部 (参加者名及び提案者番号を記入)

イ 企画提案書【様式7、様式7-1から様式7-7】

- ・正 1部 (参加者名及び提案者番号を記入)
- ・副 10部 (提案者番号のみを記入)

ウ 見積書【様式8】

- ・正 1部

エ その他

- (ア) 企画提案書は、【様式7】から【様式7-7】を左綴じし提出すること。
- (イ) 企画提案書については、企業名又は企業名等が類推できる表現を一切しないこと。
- (ウ) 見積書【様式8】は、封筒(長形3号)に封緘のうえ、業務名、参加者名を表記すること。
- (エ) 郵送により提案書等を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知する。

10 プロポーザルの審査方法等

- (1) 審査は、別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (2) 企画提案書及びヒアリングの内容を審査のうえ、評価得点の最も高い提案者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。
- (3) 本業務の参加者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。
- (4) ヒアリング終了後、提出された見積書を開封するものとする。
- (5) ヒアリング審査の日時については、別途通知する。

1.1 審査基準

(1) 評価項目と配点

区分	通番	評価項目	評価の視点	配点
企業評価	①	成果の確実性 【様式 7-1】	平成 21 年度以降に完了した 4 の (8) に記載する業務の実績	10
技術者評価	②	管理技術者 【様式 7-2】	4 の (8) に記載する業務の実績	10
	③	照査技術者 【様式 7-3】	4 の (8) に記載する業務の実績	5
提案内容評価	④	業務実施体制 【様式 7-4】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する姿勢・理解度が十分であるか ・実施スケジュールが的確か 	15
	⑤	提案項目 1 【様式 7-5】	【施設の基本機能】 別府市新学校給食共同調理場の基本機能として重視すべき点を提案しているか	25
	⑥	提案項目 2 【様式 7-6】	【施設の整備方法】 整備方法に対し、より効果的で実現性の高い手法を提案しているか	25
見積額評価	⑦	見積額 【様式 8】	見積額について、次の方法により評価し、得点を付与する。 (最も低い見積額×10) / 参加者の見積額	10
合計				100

※「技術者評価」の実績は、完了した業務とする。

(2) 各評価項目の得点化

評価項目ごとに、次に示す判断基準により得点化する。

評価区分	判断基準	配点率
企業評価	実績が3件以上ある場合	配点×1.00
	実績が1～2件の場合	配点×0.50
技術者評価	実績がある場合	配点×1.00
	実績がない場合	配点×0.00
提案内容評価	極めて高いレベル	配点×1.00
	高いレベル	配点×0.75
	標準的なレベル	配点×0.50
	低いレベル	配点×0.25
	極めて低く業務に支障をきたすレベル	配点×0.00

(3) 参加者の評価得点

100点満点とし、「(1) 評価項目と配点」に示す各評価項目の配点に上記の配点率を乗じたものを得点とする。

各評価項目の得点は、審査委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は少数点以下第2位を切り捨てた値とする。

各評価項目の平均値を合計した得点を評価得点とする。評価得点が2者以上同点の場合は抽選とする。評価得点が60点に満たない参加者は失格とする。

1.2 二次審査（プレゼンテーションとヒアリングの実施）

(1) 日時、場所 令和元年11月中旬頃

※日時・場所については、別途通知する。

(2) 発表時間等 提案書類に基づく説明(20分以内)と委員会による質疑(15分以内)とする。

(3) 出席者 出席人数は5名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

(4) その他 ヒアリングは、非公開とする。

ヒアリングの際に必要な機器類(パソコン、プロジェクタ等)は、各参加者が持参すること。なお、スクリーン(W1939mm×H1212mm)については、当市が準備する。

1 3 審査結果

当市は、最優秀提案者を決定した後、審査結果を速やかにホームページに公表するとともに、その結果を最優秀提案者に通知する。

1 4 契約手続

- (1) 最優秀提案者は、本業務契約に係る優先交渉権を有する。
- (2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- (3) 契約交渉により当市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

1 5 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 見積書に記載された金額が、限度額を超えている場合
- (4) ヒアリングに出席しない場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (6) 期限を過ぎて書類が提出された場合
- (7) その他、本要領に違反した場合

1 6 提出書類作成上の留意事項

(1) 履行実績調書【様式 3】

「履行実績調書」には、同調書の記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる。

(2) 配置予定技術者調書【様式 4】

「配置予定技術者調書」には、各配置予定技術者が有する資格等の写しを添付すること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写しのいずれかを添付すること。

(3) 業務実績調書【様式 7-1】

「業務実績調書」には、11の(1)の①に実績を記載すること。また、記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる。

(4) 配置予定技術者の資格・業務実績調書【様式 7-2、様式 7-3】

「配置予定技術者の資格・業務実績調書」には、11の(1)の②から③に実績を記載すること。また、記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについて

は、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる

(5) 業務実施体制【様式 7-4】

本業務の実施方針及び業務フローを簡潔に記載すること。

様式は任意とするが、日本工業規格 A 4 版縦置き横書き左綴じとし、文字の大きさは 12 pt を原則とする。また、枚数は片面 2 頁以内とする。

(6) 企画提案【様式 7-5、様式 7-6】

各提案項目に対し、日本工業規格 A 4 版縦置き横書き左綴じとし、文字の大きさは 12 pt を原則とする。また、各様式につき片面 2 頁以内とする。

(7) 見積書【様式 8】

随意契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

1.7 その他

- (1) 当市が提供する資料等は、本業務の参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。
- (2) 提出された提案書類は、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き、選定以外に使用しないものとする。
- (4) 提案書類等の作成経費やヒアリング等に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 業務実施にあたり、提案書類に記載された配置予定技術者の変更については、原則としてやむを得ないと認められる場合（病休、死亡、退職等）を除き認めない。
- (6) 提出書類等の差し替え又は再提出は認めない。

1.8 事務局（参加申請書等の提出先）

別府市教育部 スポーツ健康課

住 所：大分県別府市上野口町 1 番 15 号

TEL：0977-21-8088

FAX：0977-22-5100

E-mail：ken-be@city.beppu.lg.jp